

# 福岡県公報

平成二十九年六月二十日  
第三千九百二号  
増刊 ②

## 目次

### 雑報

○福岡県新型コロナウイルスエンザ等対策本部規程の一部を改正する規程

(がん感染症疾病対策課) …………… 一

### 雑報

福岡県新型コロナウイルスエンザ等対策本部規程第一号

福岡県新型コロナウイルスエンザ等対策本部規程の一部を改正する規程を次のように定める

平成二十九年六月二十日

福岡県新型コロナウイルスエンザ等対策本部長

福岡県知事 小川 洋

福岡県新型コロナウイルスエンザ等対策本部規程の一部を改正する規程

福岡県新型コロナウイルスエンザ等対策本部規程(平成二十五年七月福岡県新型コロナウイルスエンザ等対策本部規程第一号)の一部を次のように改正する。

第五条第三号「新社会推進部」を「人づくり・県民生活部」に改める。

別表第一中

総務部	総務部長	総務部次長
総務部	総務部長	私学学事振興局長
総務部	総務部長	防災危機管理局長
総務部	総務部長	総務部次長
総務部	総務部長	防災危機管理局長

に、を

企画・地域振興部  
企画・地域振興部長  
企画・地域振興部次長

企画・地域振興部  
企画・地域振興部長  
企画・地域振興部次長

新社会推進部  
新社会推進部長  
新社会推進部次長

人づくり・県民生活部  
人づくり・県民生活部長  
人づくり・県民生活部次長

商工部  
商工部長  
商工部次長

商工部  
商工部長  
商工部次長

別表第二中

総務部	総務事務センター班	総務事務センター課長
総務部	システム管理班	システム管理課長
総務部	私学学事振興局	学事課長
総務部	私学振興班	私学振興課長
総務部	総務事務厚生班	総務事務厚生課長

を

企画・地域振興部  
調査統計班  
調査統計課長

に、

企画・地域振興部	調査統計班	調査統計課長
企画・地域振興部	空港対策班	空港整備課長
企画・地域振興部	空港計画班	空港計画課長

を

企画・地域振興部	調査統計班	調査統計課長
企画・地域振興部	交通政策班	交通政策課長
企画・地域振興部	空港対策班	空港整備課長
企画・地域振興部	空港計画班	空港計画課長

に、



別表第二中

幹事	総務部	行政経営企画課長、人事課長、財政課長、財産活用課長、県民情報広報課長、総務事務センター課長、私学振興課長、防災企画課長
----	-----	---

幹事	総務部	行政経営企画課長、人事課長、財政課長、財産活用課長、県民情報広報課長、総務事務厚生課長、防災企画課長
----	-----	--

幹事	新社会推進部	社会活動推進課長
----	--------	----------

幹事	人づくり・県民生活部	社会活動推進課長、私学振興課長
----	------------	-----------------

幹事	保健医療介護部	保健医療介護総務課長、保健衛生課長、薬務課長
----	---------	------------------------

幹事	保健医療介護部	保健医療介護総務課長、がん感染症疾病対策課長、薬務課長
----	---------	-----------------------------

別表第四中

総務部	総務事務センター班	一 職員の健康管理に関すること。 二 職員の公務災害に関すること。
私学振興班	システム管理班	一 県ホームページ、行政コミュニケーションシステム等の運用管理に関すること。
私学振興班	私学振興班	一 公立大学法人に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。
私学振興班	私学振興班	一 私立学校に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。

を

に、

を

に、

を

に改める。

を

総務部	総務事務厚生班	一 職員の健康管理に関すること。 二 職員の公務災害に関すること。
-----	---------	--------------------------------------

企画・地域振興部	総合政策班	一 市内の連絡調整に関すること。
企画・地域振興部	広域地域振興班	一 交通機関（第三セクター鉄道及び地方バスに限る。）に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。

企画・地域振興部	総合政策班	一 市内の連絡調整に関すること。
----------	-------	------------------

企画・地域振興部	市町村支援班	一 市町村の行財政の助言等に関すること。
----------	--------	----------------------

企画・地域振興部	市町村支援班	一 市町村の行財政の助言等に関すること。
企画・地域振興部	情報政策班	一 県ホームページ、行政コミュニケーションシステム等の運用管理に関すること。
企画・地域振興部	交通政策班	一 公共交通機関に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。

企画・地域振興部	空港対策整備班	一 空港関係団体等に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。
----------	---------	----------------------------------

企画・地域振興部	空港対策整備班	一 空港関係団体等に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。
国際政策班	国際政策班	一 海外事務所に対する感染症予防啓発、連絡調整等に関すること。 二 パスポート申請窓口における情報提供等に関すること。 三 在住外国人及び外国人留学生に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。

社会活動推進班	国際政策班	一 市内の連絡調整に関すること。
---------	-------	------------------

に、

を

に、

を

に、

を

に、

<p>保健医療介護部</p> <p>保健衛生班</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 本部会議に関する事。</li> <li>二 各部との連絡調整に関する事。</li> <li>三 本部の庶務に関する事。</li> <li>四 政府対策本部、他都道府県、県内市町村その他関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>五 市町村の新型インフルエンザ等対策についての必要な指示に関する事。</li> <li>六 法に基づく諸対策に関する事。</li> <li>七 対策本部の設置又は廃止に関する事。</li> <li>八 新型インフルエンザ等に係る情報の収集及び連絡に関する事。</li> <li>九 新型インフルエンザ等対策に係る資料の作成及び記録に関する事。</li> <li>十 公用令書の発行に関する事。</li> <li>十一 食品衛生関係者に対する感染予防啓発、連絡調整等に関する事。</li> <li>十二 火葬場管理者に対する感染予防啓発、連絡調整等に関する事。</li> <li>十三 遺体の埋火葬に関する事。</li> </ol>	<p>人づくり・県民生活部</p> <p>生活安全班</p> <p>社会活動推進班</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 一部内の連絡調整に関する事。</li> <li>一 生活関連物資の価格、需給状況に関する事。</li> <li>二 消費者相談に関する事。</li> <li>一 公立大学法人に対する感染予防啓発、連絡調整等に関する事。</li> <li>一 私立学校に対する感染予防啓発、連絡調整等に関する事。</li> </ol>	<p>新社会推進部</p> <p>生活安全班</p> <p>国際交流班</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 生活関連物資の価格、需給状況に関する事。</li> <li>二 消費者相談に関する事。</li> <li>一 在住外国人及び外国人留学生に対する感染予防啓発、連絡調整等に関する事。</li> <li>二 パスポート申請窓口における情報提供等に関する事。</li> </ol>
--	---	--

を

に、

を

<p>保健医療介護部</p> <p>薬務班</p> <p>介護保険班</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・需給に関する事。</li> <li>二 医薬品及び衛生材料の調達並びに配分に關すること。</li> <li>一 老人福祉施設、介護サービス事業所及び有料老人ホームに対する感染予防啓発、連絡調整等に関する事。</li> </ol>	<p>保健医療介護部</p> <p>高齡者支援班</p> <p>介護保険班</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・需給に関する事。</li> <li>二 医薬品及び衛生材料の調達並びに配分に関する事。</li> <li>一 老人福祉施設及び介護老人保健施設に対する感染予防啓発、連絡調整等に関する事。</li> <li>一 介護サービス事業者（指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設に係るものを除く。）に対する感染予防啓発、連絡調整等に関する事。</li> </ol>	<p>保健医療介護部</p> <p>生活衛生班</p> <p>がん感染症疾病対策班</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 本部会議に関する事。</li> <li>二 各部との連絡調整に関する事。</li> <li>三 本部の庶務に関する事。</li> <li>四 政府対策本部、他都道府県、県内市町村その他関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>五 市町村の新型インフルエンザ等対策についての必要な指示に関する事。</li> <li>六 法に基づく諸対策に関する事。</li> <li>七 対策本部の設置又は廃止に関する事。</li> <li>八 新型インフルエンザ等に係る情報の収集及び連絡に関する事。</li> <li>九 新型インフルエンザ等対策に係る資料の作成及び記録に関する事。</li> <li>十 公用令書の発行に関する事。</li> <li>一 食品衛生関係者に対する感染予防啓発、連絡調整等に関する事。</li> <li>二 火葬場管理者に対する感染予防啓発、連絡調整等に関する事。</li> <li>三 遺体の埋火葬に関する事。</li> </ol>
---	--	---

に、

を

に、

<p>中小企業振興班</p>	<p>商工部</p> <p>中小企業振興班</p> <p>金融班</p> <p>国際経済観光班</p> <p>工業保安班</p>	<p>福祉労働部</p> <p>子育て支援班</p> <p>児童家庭班</p> <p>障がい福祉班</p>	<p>福祉労働部</p> <p>子育て支援班</p> <p>児童家庭班</p> <p>障害者福祉班</p>
<p>一 商工会議所・商工会を通じての県内中小企業に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。</p> <p>二 商店街関係者に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。</p>	<p>一 商工会議所・商工会を通じての県内中小企業に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。</p> <p>二 商店街関係者に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。</p> <p>福岡県中小企業振興センター、福岡県中小企業団体中央会を通じての県内中小企業に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。</p> <p>一 海外事務所に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。</p> <p>二 旅行者者に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。</p> <p>一 高圧ガス事業者に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。</p>	<p>一 児童福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園）、届出保育施設に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。</p> <p>一 児童福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園以外）に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。</p> <p>一 障がい者福祉施設に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。</p>	<p>一 児童福祉施設（保育所）に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。</p> <p>一 児童福祉施設（保育所以外）に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。</p> <p>一 障害者福祉施設に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。</p>

を

に、

を

<p>附 則</p> <p>この規程は、公布の日から施行する。</p>	<p>県土整備部</p> <p>県土整備総務班</p> <p>道路建設班</p> <p>港湾班</p>	<p>県土整備部</p> <p>県土整備総務班</p> <p>企画交通班</p> <p>港湾班</p> <p>高速道路対策班</p>	<p>商工部</p> <p>工業保安班</p> <p>観光局 観光振興班</p>
	<p>一 一部内の連絡調整に関すること。</p> <p>一 高速道路関係者に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。</p> <p>一 国際航海船舶に関する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。</p>	<p>一 一部内の連絡調整に関すること。</p> <p>一 公共交通機関に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること（他部に属するものを除く）。</p> <p>一 国際航海船舶に関する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。</p> <p>一 高速道路関係者に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。</p>	<p>三 福岡県中小企業振興センター、福岡県中小企業団体中央会を通じての県内中小企業に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。</p> <p>一 高圧ガス事業者に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。</p> <p>一 旅行者者に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。</p>
	<p>に改める。</p>	<p>を</p>	<p>に、</p>